

2022年1月17日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. トライアル雇用助成金が使いやすくなりました
2. 令和3年12月21日から「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」が使いやすく見直されました！

1. トライアル雇用助成金が使いやすくなりました

対象者要件が緩和され、離職している方がハローワークの紹介で未経験の職種に応募する場合、トライアル雇用制度を利用できるようになりました。

●利用した場合のメリット

<企業>

労働者の適性を確認した上で期間の定めのない雇用へ移行することができるので、ミスマッチを防ぐことができます。また、トライアル雇用期間3ヶ月間に対して最大12万円の助成金を受給することができます。短時間労働の場合も活用できます。

<応募者>

未経験の仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。また、企業側との理解を深めた上で期間の定めのない雇用への移行を決めることができます。就職後も安心して仕事を続けることができます。

●助成金を利用するために

ハローワークへトライアル求人を提出する必要があります。

最寄りのハローワークへご相談ください。

●詳細はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

【お問合せ先】 職業対策課（022-299-8063）

2. 令和3年12月21日から「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」が使いやすく見直されました！

●支給対象となる事業主を拡大

【見直し前】

1. テレワークを新規に導入する事業主のみを対象

2. 過去に、国又は地方公共団体等から、テレワークの導入に関する他の助成金等の支給を受けている事業主は対象外

【見直し後】

1. テレワークを試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主を対象に追加

2. 過去に、以下の助成金の支給を受けた事業主のみ対象外

- ・ 職場意識改善支援助成金（テレワークコース）
- ・ 時間外労働等改善支援助成金（テレワークコース）
- ・ 働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）
- ・ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

※別途、同一経費については支給対象外

●支給対象となる経費の追加

【見直し前】

以下のテレワーク用通信機器の購入（ネットワーク機器、サーバ機器、NAS機器、セキュリティ機器、Web会議用機器）

【見直し後】

以下のテレワーク用サービス利用料を新たに追加

1. リモートアクセス及びリモートデスクトップ
2. 仮想デスクトップ
3. クラウドPBX及びクラウドFAX
4. Web会議等に用いるコミュニケーションツール
5. ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティ

●主な受給要件

【機器等導入助成】

1. テレワーク実施計画を作成し、労働局に提出してその認定を受けること。

2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。

3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、その取組を実施すること。

4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと。

（1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。

（2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。

【目標達成助成】

1. 離職率に係る目標の達成

（1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。

（2）評価時離職率が30%以下であること。

2. 評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

●受給額

【機器等導入助成】支給対象となる経費の30%
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。

- ・ 1企業あたり100万円
- ・ テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

【目標達成助成】1企業あたり、支給対象となる経費の20%〈生産性要件を満たす場合35%〉

※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。

- ・ 1企業あたり100万円
- ・ テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円

○詳しくはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）